

令和元年プレミアム付き商品券発行事業実施要領

1、目的

今年度、プレミアム付商品券（以下、「商品券」という）を発行することにより、消費税・地方消費税の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えを目的とする。

2、商品券販売の額面等について

- (1) 額面 500円
- (2) 発行総額 1億8,500万円
- (3) 購入者 市役所より通知の届いた方
- (4) 販売額 市役所より通知の届いた額
- (5) 発行期間 10月1日（火）から1月10日（金）までとする。
- (6) 販売所
えびの市役所 本庁（平日10:00～15:00）
えびの市役所 飯野出張所（平日10:00～15:00）
えびの市役所 真幸出張所（平日10:00～15:00）

3、取扱業者について

- (1) 地元消費の拡大、地域経済活性化の観点から、商品券を取り扱う事業者は、地域振興に貢献する商店等とする。
- (2) 取扱業者については、原則として商工会会員とする。会員以外で商品券取扱を希望する事業者は、申込書に必要事項を記入・捺印の上事務局に提出し、承諾を受けるものとする。実施要領・申込書については、HPに掲載し、広く周知をすることとする。
- (3) 取扱店は必ず「取扱店ポスター」を店頭の目立つところに表示する。

4、広報について

原則広報は行わない。

5、印刷物の仕様について

- (1) チラシ B4サイズ両面印刷、マット70K
裏面に取扱事業所一覧を記載する。

- (2) ポスター A 2 サイズ片面印刷、コート 86.5 K
作成枚数 100 枚
- (3) 店頭用ポスター A 4 サイズ
作成枚数 1,500 枚
- (4) 取扱注意 A 4 サイズ
作成枚数 1,000 枚
- (5) 商品券 ① 1 冊 10 枚綴り
②印刷数 37,000 冊 (370,000 枚)
③額面 500 円
④コピー防止策を施す。

6、商品券の内容

- (1) 使用期間 10月1日(火)から1月31日(金)までとし、期限到来以降は無効とする。
- (2) 使用方法 取扱店で現金と同様に使用することが可能であるが、釣銭を出さない。また、商品券は地域振興に貢献する商店等の商品、サービスを対象とする。
- (3) 商品券使用の際の注意事項
 - ①取扱店のみでの使用とする。
 - ②現金とは引き換えない。
 - ③釣銭は支払われない。
 - ④発行者印、番号のない商品券は無効とする。
 - ⑤盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負わない。

<対象外>

- ・事業活動により発生する仕入・買掛金・未払金の支払い。
- ・商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの。
- ・株式、先物、保険、宝くじ、などの金融商品。
- ・国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。

7、換金手続き

- (1)換金期間 10月1日(火)から2月28日(金)
(平日10:00から16:00)までとする。

(2)換金所 えびの市商工会

(3)換金方法 当座預金を開設し小切手を振り出す。宮崎銀行、高鍋信用金庫、
鹿児島銀行のうち所定の金融機関で換金を行う。

8、購入限度等の管理について

購入者の持参した購入額チェック表にて確認する。

申込用紙を記入していただき発行簿にて管理する。